学校番号（小５９）

令和８年度 熊本市立健軍東小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、児童をとりまく環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況である。

本市においては、本市教育委員会が中心となって、「いじめのサインを見逃さない、いじめを許さない、いじめが起こりにくい集団づくり」を強く意識し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめのない学校」の実現に取り組んできた。

また、豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む教育の推進に努めている。そこでこども一人ひとりを尊重した教育を推進し、こどもの最善の利益を守る環境づくりに取り組んでいる。

熊本市立健軍東小学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は，児童の尊厳を保持する目的の下，国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して，いじめの問題の克服に向けて取り組むよう，いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１３条の規定に基づき，学校におけるいじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向

（１）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる児童等の人間的な成長を期して行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（２）いじめの定義

法第２条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、学校・学級・部活動・塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

（３）いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。

とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

２　学校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、十分な対応を図り、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

３ いじめの防止等に関する基本的考え方

（１）いじめの防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には、児童の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって、すべての児童が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は教育委員会と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して常に児童のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

（３）いじめへの対処

学校は、いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる児童からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施し、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

（４）地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、ＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境作りを推進する必要がある。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会がの働きかけだけでは解決できないこともある。こうしたケースでは、関係機関（警察、医療機関、地方法務局等）や関係部門（児童相談所、こどもの権利サポートセンター等）と連携することも必要である。

そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

４　いじめ防止等対策委員会の設置

（１）目的

法第２２条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「熊本市立健軍東小学校いじめ防止等対策委員会」とする。

（２）機能

- 「健軍東小学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- 外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- 学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

（３）構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- 学校の管理職や教務主任、生徒指導・道徳・人権教育の各主任、養護教諭で構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員を参加させる。
- 心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。さらにそうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。この会を、年間２回は実施する。

構成員	校内	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、道徳主任、人権教育主任、養護教諭
	専門家等	スクールカウンセラー、学校評議員、東署スクールサポーター

５　学校における取組

本校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

（１）いじめの防止のための取組

①　いじめについての共通理解

ア　職員会議や校内研修等で学校の基本方針に基づいて対応することを徹底する。そして、個々の教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校が組織として一貫して対応する。

イ　年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

ウ　発達障がいを含む、障がいのある児童が加害や被害となるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有するとともに、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

エ　大規模災害等により被災し、避難している児童については、非日常的な環境への不安感等を含めた心身への多大な影響を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行いながらいじめの未然防止・早期発見に努める。

オ　きずなアンケートをもとに、毎月1回「きずな夕会」を行い、いじめ等への共通理解と情報収集を行う。

②　いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア　いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

イ　児童会を通して児童が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。

ウ　いじめ防止等に向け、教職員、児童の人権意識を高める活動等の充実を図る。

エ　学校の教育活動全体を通した道徳教育や人権教育の充実を図る。

オ　対人関係に関わるさまざまな体験活動を促進するとともに読書活動の充実を図る。

カ　集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する困難に対して、前向きにかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。

③　いじめが起きにくい集団の育成

ア　一人一人の大切さが理解できる授業づくりを推進する。

イ　児童間の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

ウ　児童が、人間関係を含む様々なストレスに適切に対処できる力を育む。

エ　保護者同士の相互理解を深めるための活動を促進する。

オ　厳しい状況の児童を中心に据えて、周りの児童とつなぐような取り組みを積み重ねる。

④　児童の自己有用感や自己肯定感の育成

全ての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感の

向上に努める。

（２）いじめの早期発見の取組

① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。

② 「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を定期的に実施し、その分析を行う。

③ いじめについて児童や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。

④ 児童、保護者、地域等へ、電話、メール、ＩＣＴ機器等で相談の窓口を周知する。

⑤ 教員は日常的に児童の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。

⑥ 児童の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。

⑦ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。状況に応じてSCやSSWにつなぐなどして対応する。

⑧ 担任の目が届きにくい休み時間、掃除時間、放課後等に職員で積極的に声かけをする。

⑨ 地域行事等学校外でのいじめについても常にアンテナを張り早期発見に努める。

（３）いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその場でその行為を止める。

イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、当該児童の立場に立ち、その話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、極めて大きな負担を要する。教職員はこうした事実を十分に理解し、迅速に対応する。

ウ いじめられた児童やいじめを報告してきた児童の心身の安全を確保する。

エ 担任等がいじめを自らで解決するものとして抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告するなど、組織的な対応を要請する。

② いじめの事実確認と報告

ア いじめ防止等対策委員会を中核として、速やかにいじめの事実確認を行い、情報の記録と保存に努める。校長は、その結果を教育委員会に報告する。

イ 家庭訪問等により、事実として確認された具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談することを含め、適切に対処する。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援

ア いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。また、必要に応じて、関係機関との連携を図る。

イ いじめた児童に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置により、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

④ いじめを行った児童への対応

ア いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を考え、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮をしつつ、併せて毅然とした態度で指導する。

イ　いじめた児童には、いじめられた児童の気持ちを理解させるとともに、思いやりの気持ちや共感的な態度を身につけさせる。
ウ　いじめた児童への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

⑤　いじめが起きた集団への働きかけ
ア　いじめを止めることができないときは、その事実を誰かに知らせることが重要であることを理解させる。
イ　いじめに直接関わらなくても、周囲からはやしたてたり、傍観したりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。
ウ　児童たちが、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育成し、実践する力を身につけさせる。
エ　いじめは、謝罪のみで終わらせるのではなく、関係した児童の人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

⑥　ネット上のいじめへの対応
ア　ネット上にアップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。児童にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。
イ　ネット上のいじめは、名誉毀損罪や侮辱罪、損害賠償請求の対象となり得ることや、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
※　いじめは、単に謝罪によって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
○　いじめに係る行為が止んでいること
　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ防止等対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
　教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、その期間が経過した段階でいじめの有無について改めて判断する。当該行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
○　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※　学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
　また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く見守る必

要がある。

（４）教育相談体制

児童及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

① 定期の家庭訪問とは別に、夏季休業中に健康・教育相談週間を設けて保護者と学級担任等が面談を行なう。

② 毎月のきずなアンケートをもとに、必要に応じて児童または保護者と個別の面談を実施する。毎学期の人権旬間中に、学級担任が児童の望みや悩み・不安を聞き取る個人面談の時間を設定する。

③ 児童、保護者、地域等へ、来所や電話等での相談ができる相談窓口を一覧表にして周知する。

④ 初期の段階で、スクールカウンセラー等による教育相談を実施する。

（５）児童が主体となる取組

児童自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

① 児童会による学校の問題についての話合い（代表委員会）

② 児童会で各学級からの意見をもとに作成する「なかよし宣言」（代表委員会）

③ 児童会による人権集会の運営

④ 学級の「友だちのよいところ見つけ」「ありがとうカード」の取組

⑤ ペア学級による「なかよし週間」での取組

⑥ 一人一鉢運動、あいさつ運動

（６）研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年１回以上行う。

① 本基本方針全職員の理解。改訂された内容について熟知し、全職員でいじめ防止に取り組めるようにする。

② いじめが起こる背景や防止に向けた取組み、もしいじめが起こったときの具体的な対応を検討する時間を校内研修に設定する。

③ 児童理解の時間を年度初めの職員会議や校内研修等で年２回設定する。

④ 人権レポートにより教職員全員が自らの人権意識を振り返る。

⑤ 教職員は、豊かな感性と高い人権感覚を身につけられるように、主体的に日々の研修に励む。

（７）地域や家庭との連携

① 本校の基本方針等について、PTA総会、学級懇談会等で保護者に説明するだけでなく、各種便り等でもいじめ防止について継続啓発を行い、いじめ問題の重要性の認識を広め、理解と協力を求める。

② 本校の基本方針等について、地区連絡協議会（校区自治連合会、校区社会福祉協議会、校区青少年健全育成協議会、民生・児童委員会等）や幼小中連携の日、学校評議員会で説明し、いじめ問題の重要性の認識を広め、理解と協力を求める。

③ 登下校指導を「子ども見守り隊」や「健東レンジャー隊」と連携して行い、日頃の子どもの様子を知る機会とする。

（８）関係機関との連携

① いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるときや緊急を要するときは、スクールサポーターへ相談し、協力しながら諸問題の解消を図る。

② 日常から、警察、教育相談室、子ども総合相談室、児童相談所、こころの健康センター、地方法務局等（SOSレター）の関係機関との連携を図り、情報を共有し、いじめ等の事案に応じて、また必要に応じて具体的に連携し、解消を図る。

（９）重大事態への対応

① 重大事態が疑われる事案が発生した場合の報告

様式１により事案発生の報告を行うとともに、基本調査を実施し、様式２により教育委員会に報告する。

② 重大事態の疑いがあると判断した場合の調査及び組織

ア その事案が重大事態の疑いがあると判断したときは、市長に報告し、速やかに当該重大事態に係る詳細調査（いじめ防止対策推進法第２８条第1項の規定による調査）を行う。

イ 調査の主体は、学校又は教育委員会となる。重大事態については、児童の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けていることから、学校内の様子や教職員・児童の状況は児童が在籍する学校が最も把握していることを踏まえ、熊本市いじめ防止等対策委員会から指導助言を受けながら、学校主体で調査を行うことを原則とする。ただし、いじめられた児童又は保護者の訴え、それまでの経緯や事案の特性等を踏まえ、必要に応じて教育委員会が主体となって調査を行うことも考えられる。

調査は迅速に行い、その方法については、国の基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等十分参考にする。

【教育委員会主体の場合に考えられる調査組織】

①教育委員会等方式

・教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。

・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

②第三者委員会方式

・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。

・法第１４条第３項に基づき教育委員会に設置される附属機関「熊本市いじめ防止等対策委員会」において実施することも考えられる。

・第三者委員会方式の場合には、事務局機能を担う者が必要となるが、一般的には、教育委員会の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

学校いじめ対策組織方式

・各学校に設置されている熊本市立健軍東小学校いじめ防止等対策委員会の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。

・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

※　学校は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる（法第２３条第２項）。この措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。市教育委員会は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

ウ　調査の方法については、国の基本方針や「児童の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考にする。さらに、調査用紙等については、あらかじめ「附属機関」で準備されたものを使用する。

③　調査結果の報告

ア　学校は、その事案が重大事態の疑いがあると判断した場合には、詳細調査の結果を様式３号で教育委員会に提出し、市長に報告する。

イ　調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。

６　取組の評価等（ＰＤＣＡサイクルについて）

（１）学校評価の「いじめ不登校などに対する相談支援体制の充実」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。

（２）学期ごとに目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

（３）年度ごとに「健軍東小学校いじめ防止基本方針」を見直し、改正する。

【様式１】

令和　　年　　月　　日

総合支援課長　様

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

校　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いじめ重大事態が疑われる事案の発生報告について

重大事態の種別（該当するところに○印を入れる）	
	いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある（いじめ防止対策推進法 第２８条１号事案）
	いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある（いじめ防止対策推進法 第２８条２号事案）

学年・名前	第　　学年												性別	男 ・ 女
報告時点における重大事態が疑われる事案の概要														
報告日までの欠席日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
欠席日数のうちいじめが原因と疑われる欠席日数														

【様式２】

発０００００００号

令和　　年　　月　　日

熊本市教育長　　様

調査主体名（校名）

責任者名（校長名）

基 本 調 査 結 果 報 告 書

１　調査の概要

①調査期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

②調査組織及び構成員

２　対象児童生徒

児 童 生 徒 氏 名	年　組　（担任名）	性 別	年　齢
	（　　）		

３　関係児童生徒

児 童 生 徒 氏 名	年　組　（担任名）	性　別	年　齢
	（　　）		
	（　　）		
	（　　）		

４　事案の概要

①いじめとして（　　認知する　　認知しない　　）

※ア、イ、いずれかを記入

ア　認知日　　令和　　年　　月　　日（　　）

イ　認知しない根拠

②事案の経緯と学校のとった措置等（時系列で）

③報告日までのいじめが原因と疑われる欠席状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計

5　調査で分かった事実

①対象児童生徒・保護者からの聞き取りやアンケート等

②関係児童生徒・保護者からの聞き取りやアンケート等

③教職員からの聞き取りやアンケート等

④その他

＜その他の資料があれば添付＞

【様式３】

発０００００００号

令和　　年　　月　　日

熊本市教育長　　様

調査主体名（校名）

責任者名（校長名）

詳 細 調 査 結 果 報 告 書

１　調査の概要

①　調査期間及び回数

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（　　回）

②　調査組織及び構成員（外部専門家は※印）

③　調査の対象者

④　調査の方法

２　対象児童生徒

児 童 生 徒 氏 名	年　組　（担任名）	性 別	年　齢
	（　　）		

3　関係児童生徒

児 童 生 徒 氏 名	年　組　（担任名）	性　別	年　齢
	（　　）		
	（　　）		
	（　　）		

4　いじめの事実と認定

① いじめの事実認定の基準

※事実認定の基準として、次の４段階で判定

「◎：確実にいじめ行為である」

→行為をした本人が認めており、かつ直接見た（聞いた）という者が複数いる場合

「○：いじめ行為と判断できる」

→【A】行為をした本人が認めており、かつ直接見た（聞いた）という者が１名いる場合、【B】直接見た（聞いた）という者が複数いる場合、【C】直接見た（聞いた）という者が１名だけではあるが内容から信頼性が高いと判断できる場合

「△：いじめと疑われる行為である」

→直接見た（聞いた）という者が１名だけ、もしくは、伝聞情報が複数あるが信頼性が高いとは判断できない場合

「×：いじめ行為として認められない」

→伝聞情報のみの場合、または内容が相反する場合

② いじめの事実及び認定の結果

項目	発生期日	事案の概要	対象生徒へのいじめ行為の影響	認定
ア				
イ				
ウ				

5　事案についての考察（時系列で）

① いじめのきっかけや広がり

② 学校の対応

6　学校所見

7　　再発防止にむけて

＜その他の資料があれば添付＞